

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 3 日

一般社団法人マンション管理業協会 御中

国土交通省不動産・建設経済局参事官

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 6 条第 1 項に規定する  
専任の管理業務主任者の専任性について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 6 0 号。以下、「賃貸住宅管理業法」という。）が令和 2 年 6 月 1 9 日に公布され、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令（令和 3 年政令第 1 4 2 号。）に基づき、賃貸住宅管理業法における賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設に関する規定等が令和 3 年 6 月 1 5 日から施行される。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号。）第 5 6 条第 1 項に規定する専任の管理業務主任者の専任性については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 7 2 条に規定する重要事項の説明等について」（平成 1 4 年 2 月 2 8 日付け国総動第 3 0 9 号国土交通省総合政策局不動産課長通達。以下「施行通達」という。）第三によりその運用が図られているところであるが、賃貸住宅管理業法の施行に伴い、下記のとおりとするので、貴団体におかれては、貴団体加盟の事業者に対する周知・徹底を図りたい。

記

1 「専任の管理業務主任者」の専任性について

施行通達第三 1 の「当該事務所がマンション管理業以外の業種を兼業している場合等で、当該事務所において一時的にマンション管理業の業務が行われていない間に他の業種に係る業務に従事することは差し支えないものとする。」には、マンション管理業を営む事務所における専任の管理業務主任者が、賃貸住宅管理業法第 1 2 条第 1 項の規定により選任される業務管理者として、賃貸住宅管理業に係る業務に従事する場合も含むこととする。